

別記 4

指定管理料スライド制度に係る特記事項

(対象経費)

第1 指定管理料スライド制度による改訂額（以下、「スライド額」という。）の計算対象とする経費は次のとおりとし、乙から提出されたスライド制度対象経費計画額に記載の計画額を計算の根拠とする。なお、経費の全てを指定管理料以外の収入により賄うものは対象外とする。

(1) 人件費

ア 対象職員

乙が直接雇用する職員で、指定管理業務に従事する職員。管理業務の一部委託先の職員や人材派遣による職員、指定管理業務に従事しない職員、自主事業のみに従事する職員は対象に含まない。

イ 対象範囲（内訳）

労働基準法第11条に規定の賃金のうち、賃金水準の変動による影響を受けるもの（給与・賃金、賞与（期末・勤勉手当）、社会保険料等）。賃金水準の変動により直接的な影響を受けないもの（通勤手当、住宅手当、健康診断費、退職金、退職引当金等）については、対象外とする。

ウ 雇用形態の区分

(ア) 正規職員

乙において「正社員・正職員」として雇用する職員（契約期間の定めのない職員、フルタイム労働の職員、月給制の職員等）

(イ) 非正規職員

乙において「正社員・正職員以外」として雇用する職員（臨時的に雇用された職員、所定労働時間・所定労働日数が正規雇用職員よりも短い職員、時給制の職員等）

(2) 物件費

ア 対象範囲（項目）

管理業務の一部を第三者へ委託する場合の委託費

(スライド額の計算)

第2 甲は、次の計算式により、スライド対象年度の前年度にスライド額の計算を行うものとし、実際の改定額は甲乙協議のうえで定めることとする。なお、指定期間を通じ、1年目対象経費計画額の±1%の範囲を乙のリスク負担額とし、これを超えるまではスライド額を0円とする。また、スライド額の計算は人件費分と物件費分を分けて行うこととし、リスク負担額及びスライド額は、1円未満の端数を四捨五入する。

(1) 2年目スライド額

ア 増額スライド額の計算

2年目スライド額（増額）

$$= 2\text{年目対象経費計画額} \times (1 + \text{適用指標の変動率}) - 2\text{年目対象経費計画額} \\ - \left(1\text{年目対象経費計画額} \times \frac{1}{100} \right)$$

イ 減額スライド額の計算

2年目スライド額（減額）

$$= 2\text{年目対象経費計画額} \times (1 + \text{適用指標の変動率}) - 2\text{年目対象経費計画額} \\ + \left(1\text{年目対象経費計画額} \times \frac{1}{100} \right)$$

(2) 3年目以降スライド額

ア 増額スライド額の計算

3年目以降スライド額（増額）

$$= \text{対象年度対象経費計画額} \times (1 + \text{適用指標の累積変動率}) - \text{対象年度対象経費計画額} \\ - \left(1\text{年目対象経費計画額} \times \frac{1}{100} \right)$$

イ 減額スライド額の計算

3年目以降スライド額（減額）

$$= \text{対象年度対象経費計画額} \times (1 + \text{適用指標の累積変動率}) - \text{対象年度対象経費計画額} \\ + \left(1\text{年目対象経費計画額} \times \frac{1}{100} \right)$$

（適用指標）

第3 スライド額の計算に用いる適用指標は次のとおりとし、変動率はいずれも小数第3位で四捨五入する。

対象経費		適用指標
人件費	正規職員	仙台市人事委員会が公表する民間給与実態調査における「民間の給与（月例給）」×（「12 か月分」＋「特例給の支給割合」）前年度比変動率
	非正規職員	宮城労働局が公表する宮城県最低賃金の前年度比変動率
物件費	委託費	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数における「類別／建物サービス・警備（4月）」の前年比変動率

（対象経費計画額の変更）

第4 突発的な職員欠員への対応や、臨時的増員等、年度途中の人員構成の一時的な変更

に伴う人件費の変動については、乙の負担とする。

ただし、大規模改修や特定の年度の業務量増等、甲の都合により管理運営業務の前提が指定期間中の年度間で変動することに伴い、職員配置の変更（軽微な変更を除く）が生じた場合は、甲との協議により対象経費計画額の内容を変更することができる。

なお、変更が必要な場合には、乙は甲による見直し計算が行われるまでに変更の協議を申し入れることとする。

（著しい社会情勢等の変化）

第5 甲又は乙は、社会情勢等の著しい変動により、賃金水準や物価の変動を指定管理料に反映することが不適当と認めた場合には、相手方に対して協議を申し出ることができることとし、対応について、協議のうえで定めることとする。

（スライド額の取り扱い）

第6 乙は、人件費に係るスライド額については人件費の対象経費に、物件費に係るスライド額については物件費の対象経費に充てるものとする。

また、乙は、甲が事後に実施する賃金引上げ等の反映状況の調査に協力するものとし、調査により賃金引き上げの原資等に充てられていないことが判明した場合は、甲は、既に乙に対して支払った当該額の全部又は一部を返還させることができるものとする。